

令和8年度山形県外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、第3条に規定する事業者が外国人材の県内定着を促進するため、外国人労働者の受入環境の整備を実施する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）対象外国人労働者 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げるいずれかの在留資格を有する者
- （2）中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

（補助事業者）

第3条 この補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）山形県内に事務所・事業所を有する中小企業者
- （2）次のいずれかに該当する者
 - イ やまがたスマイル企業（ゴールドスマイル企業又はダイヤモンドスマイル企業に限る。）
 - ロ ユースエール認定企業
 - ハ えろぼし認定企業
 - ニ くるみん認定企業
- （3）山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者
- （4）次のいずれにも該当しない者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - チ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者

リ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

ヌ 宗教団体又は政治団体に該当する者

（交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に、補助事業者が実施する対象外国人労働者（山形県内の事務所・事業所において現に雇用し、今後も雇用する予定である者及び令和9年2月26日までに新たに雇用する見込みである者に限る。）の受入環境の整備のための事業とし、事業区分及び対象経費は別表のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業区分のうち、1、2及び3については同表の右欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額とし、別表の左欄に掲げる事業区分4については同表の右欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とする。

ただし、算出された額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和9年1月29日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記様式第1号）
- （2）収支予算書（別記様式第2号）
- （3）補助金振込口座確認書（別記様式第3号）
- （4）その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該申請事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表に掲げる事業区分に要するそれぞれの経費の20パーセントを超える増減以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様

式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第12条の規定に基づく状況報告書(規則別記様式第2号)は、知事の要求があったときは速やかに、事業実施状況調書(別記様式第6号)を添付して、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定に基づく実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第7号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(決定の取消)

第13条 補助事業者等が、第3条第1号から第3号までのいずれかに該当しないこと若しくは第3条第4号のいずれかに該当することが判明したとき、第18条に規定する各種補助金を併給したとき又は補助金等の他の用途への使用その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この規則に基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第7条の規定は、前項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第14条 補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(別記様式第8号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第22条第2号の規定により機械及び重要な器具で知事が指定するものは、取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第22条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 知事は、規則第22条の規定による承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助事業の経理等）

第17条 補助事業者は、補助事業について帳簿及びすべての証拠書類（以下「書類等」という。）を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の書類等を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（他の補助金との併給調整）

第18条 補助事業者がこの要綱における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国、県又は他の地方公共団体が実施する各種補助金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託して実施するもの等を含む。）を受給する又は受給した場合は、この補助金との併給は認めない。

（その他）

第19条 規則及びこの要綱に規定されていない事項等については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業区分	対象経費
1 メンタルヘルスケア事業 対象外国人労働者の孤立防止、ホームシック対策等のメンタルヘルスケア	謝金・旅費（補助事業者の社員にかかるものは除く。）、使用料・賃借料、委託料、消耗品費その他知事が必要と認める経費
2 生活環境整備事業 対象外国人労働者の生活環境の整備（補助対象事業者が提供する住宅又は借り上げ住宅の家賃額が、対象外国人労働者一人あたり25,000円以内である場合に限る。）	備品購入費（パソコン、プリンター、タブレット端末を除く。）その他当該事業内容から知事が必要と認める経費
3 日本語習得支援事業 対象外国人労働者の日本語習得にかかる支援	謝金・旅費（補助事業者の社員にかかるものは除く。）、使用料・賃借料、委託料、消耗品費その他知事が必要と認める経費
4 定着支援事業 対象外国人労働者の技術検定にかかる支援。なお、補助対象となる支援は、当該外国人労働者1人あたり通算2回までを上限とする。	技術検定に係る受講料、県外会場の技術検定を受検する際に係る旅費（交通費・宿泊費。ただし、技術検定が県内会場で実施されていない場合に限る。）その他当該事業内容から知事が必要と認める経費